

幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例 (平成25年 3 月22日 条例第16号) 第 1 条～第 4 条 略 (基本方針) 第 5 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第 5 条の 2</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第 6 条～第92条 略	○幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例 (平成25年 3 月22日 条例第16号) 第 1 条～第 4 条 略 (基本方針) 第 5 条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（<u>法第 5 条の 2 第 1 項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第 6 条～第92条 略